

(新入生向け)奨学のための給付金制度のご案内

～ 生活保護（生業扶助）世帯、又は

「道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額」が非課税世帯の方 ～

1. 奨学のための給付金とは

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

この奨学のための給付金は、返還の必要がありません。

(1) 支給要件

○令和6年7月1日時点において、生徒の保護者等が茨城県に在住していること

○生徒の保護者等の市町村民税所得割額および道府県民税所得割額が非課税である世帯、または生活保護を受給している世帯であること

※茨城県外に在住している場合、当該在住の都道府県が奨学のための給付金の申請先になります。
詳細は、お住まいの都道府県教育委員会へお問い合わせください。

※過去に在学歴があり奨学のための給付金を受給したことがある場合、支給回数上限により対象外となる場合があります。支給回数上限については、茨城県教育委員会までお問い合わせください。

※給付金の対象となる高校生等（母子生活支援施設に入所する高校生等を除く）が、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費）の支弁対象である場合、奨学のための給付金は対象外となります。

(2) 支給予定額【年額（高校生等1人あたり）】

区 分		通信制以外	通信制
生活保護（うち、生業扶助の高等学校等就学費）受給世帯		32,300円	32,300円
道府県民税所得割額および 市町村民税所得割額が非課 税である世帯	第1子	122,100円	50,500円
	第2子以降	143,700円	
	専攻科に通う生徒	50,500円	50,500円

※ 給付金の対象となる高校生等以外に保護者等が扶養している15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合、第2子以降の金額となる可能性があります。（扶養誓約書を提出する必要があります。）

2. 給付金の一部早期給付について（新入生対象）

令和6年度新入生については、特にご家庭の負担が大きい入学時の支援のため、令和6年4月1日（早期給付の基準日）に1（1）支給要件を満たす場合は、年額の1／4を前倒しして受給できます。

なお、令和6年7月1日時点においても支給要件を満たす場合は、再度申請していただくことで年額の残3／4を受給することができます。

○ 一部早期給付の申請方法

【支給を受けるには、申請の手続きが必要です。申請しなければ給付金は受けられません。】

保護者が茨城県内在住、生徒が茨城県内の公立高等学校等に在学の場合

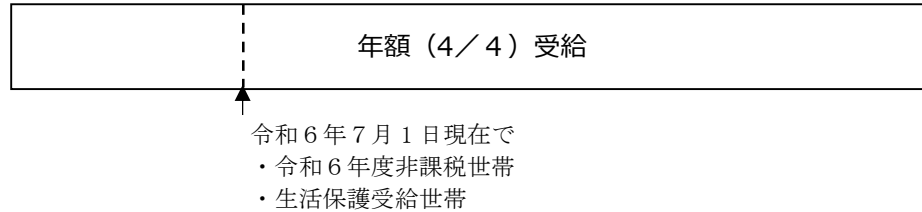
→ 生徒の在学する学校へお問い合わせください。

保護者が茨城県内在住、生徒が茨城県外の公立高等学校等に在学の場合

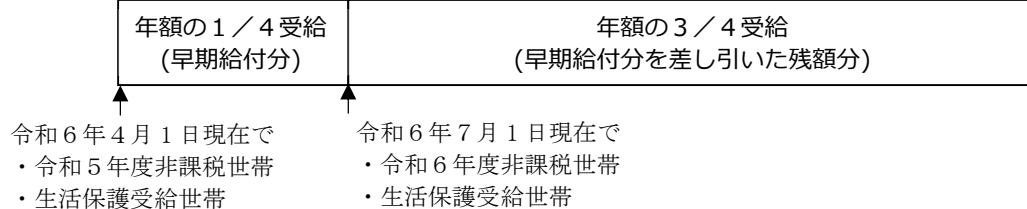
→ 支給要件に該当する方で、栃木県、埼玉県、千葉県の公立高等学校等以外に在学する場合は茨城県教育庁財務課修学支援担当に、栃木県、埼玉県、千葉県の公立高等学校等に在学する場合は、在学する学校にお問い合わせください。

(参考)奨学のための給付金イメージ図

ケース 1 通常の支給の場合



ケース 2 一部早期給付を受給する場合



(ご注意)

- 一部早期給付を受給していても、令和 6 年 7 月 1 日時点で支給要件を満たさない場合、年額の残 3 / 4 を受給することはできません。
- 県が定める期限までに早期給付の申請が無かった場合、通常どおり令和 5 年 7 月 1 日の状況での申請によって給付金の支給の可否を判断することとなります。
(令和 6 年 4 月 1 日の状況で支給要件を満たしていても、県が定める期限までに早期給付の申請がなく、令和 6 年 7 月 1 日の状況で支給要件を満たさないときは、奨学のための給付金を受給することはできません。)

お問い合わせ先：茨城県教育庁財務課【029-301-5169】

奨学のための給付金 Q&A

Q 1 両親の片方が海外勤務のため課税証明書等が発行できません。対象になりますか？

A 1 海外勤務のため“道府県民税所得割額”及び“市町村民税所得割額”の課税証明を受けられない方がいる場合は、給付金の支給対象となりません。

Q 2 生活保護を受給していますが、この給付金の支給を受けると収入と認定されてしまうのでしょうか？

A 2 福祉事務所において就学のために必要と認められる額については、生活保護における生業扶助収入設定から除外されます。給付金の使い方については、担当のケースワーカー等と相談するようにしてください。

Q 3 兄(2年生)弟(1年生)がそれぞれ違う国公立高等学校等に通っています。申請書は別々に記入して、各学校へ提出なのでしょうか？給付額はようになりますか？

A 3 お一人ずつ、それぞれの在籍学校へ申請書等を提出してください。支給額は、保護者の被扶養者が高校生 2 人で通信制以外の国公立高等学校等に在学の場合では、2 年生は第 1 子に該当するため 122,100 円、1 年生は第 2 子以降に該当するため 143,700 円となり、合計 265,800 円がこの世帯への給付額(年額)になります。なお、新入生向け給付金の一部早期給付を受ける場合、早期給付分として受け取れる金額は 1 年生分の年額の 1 / 4 (35,925 円) になります。

(注) 私立校の高校生等の場合、給付額が異なります。